

平成31年度新規実施の主な取組

資料6

番号	事業名	予算額(千円)	分類
1	民生委員・児童委員関係	(一部包括補助)	民生委員・児童委員の活動環境の整備
2	成年後見活用あんしん生活創造事業	(包括補助)	成年後見制度の利用促進 社会貢献型後見人(市民後見人)の養成・活用
3	児童発達支援センター地域支援体制確保事業	103,576	障害者(児)への支援
4	地元から発信する健康づくり支援事業	3,554	高齢者への支援
5	高齢者による地域活動応援事業	100,440	元気高齢者の地域活動の推進
6	シニア世代・シニア予備群を活用した中高生の居場所・学び・遊び支援事業	(包括補助)	子供の居場所づくり
7	施設と地域との関係強化事業	14,127	子供・子育て支援

※ 「分類」欄では、東京都地域福祉支援計画が掲げる課題に便宜的に分類しています。

1 民生委員・児童委員活動費

平成31年（2019年）10月より、活動費を下記のとおり増額する。

区市郡支庁会長	会長	一般	主任児童委員
14,300円(+300円)	9,200円(+200円)	8,800円(+200円)	8,800円(+200円)

2 民生委員・児童委員活動環境整備事業

民生委員・児童委員活動の充実を図ることを目的として、区市町村が行う、民生委員・児童委員の活動環境の整備に資する取組を柔軟に支援する。また、民生委員・児童委員の業務に協力する民生・児童委員協力員を配置する区市町村を引き続き支援する。

<事業の概要> ※地域福祉推進区市町村包括補助事業として実施

① 区市町村が行う民生委員の活動環境の整備に資する取組への支援【補助率1/2】

○ 補助対象例

- ・近隣地区の委員同士がチームとなり、情報や経験、課題を共有しながら活動する班体制等支え合いの仕組みの立ち上げ・運営
- ・地域の民生委員を知ってもらう住民向けパンフレットや、
- ・なり手の確保や活動の周知の課題に対して民生委員の活動内容ややりがいなどを紹介する候補者・推薦機関向けパンフレット、
- ・子育てサロン・地域の見守り等、様々な活動を行っていることを知ってもらい、児童虐待の防止等に資する子育て支援機関・子育て家庭向けパンフレットの作成経費
- ・高齢・子供・障害等の所管別・分野別に整理した、わかりやすい活動マニュアルの印刷経費

上記の対象例のほか、民生委員の負担軽減に向けて、地域の実情に応じて有効な取組を行った場合、補助協議の対象となる。

○ 補助基準額（民生委員・児童委員定数（主任含む）に応じて設定）

定数（人）	～99	100～199	200～299	300～399	400～499	500～
補助基準額（千円）	500	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000

② 民生・児童委員協力員事業への支援【補助率10/10】

○ 補助基準額（現行の基準額を維持）

1ポイント＝千円

<区市町村基本額> 1区市町村あたり145.98ポイント（年額）

<活動費>

1人あたり4.3ポイント（月額）

<単位民児協加算費> 1単位民児協あたり18.54ポイント（年額）

<ボランティア活動保険加入費>

1人あたり0.3ポイント（年額）

成年後見制度の現状・背景等

成年後見制度…契約など財産に関するすべての法律行為について、家庭裁判所の選任する後見人が判断能力のない本人を代理する制度
(約8割を占める後見類型)

役割 分担	国	家庭裁判所	都道府県	区市町村
	<ul style="list-style-type: none"> ・制度設計（最高裁と連携） ・自治体への財政支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・後見開始の審判 ・後見人の選任・監督 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的観点に立った区市町村の支援 ・制度の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・推進機関の設置 ・本人や後見人の支援

○ 近年、国において地域の取組促進を加速化

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（H28.5施行）
「成年後見制度利用促進基本計画」（H29年度～H33年度）

○ ポイント

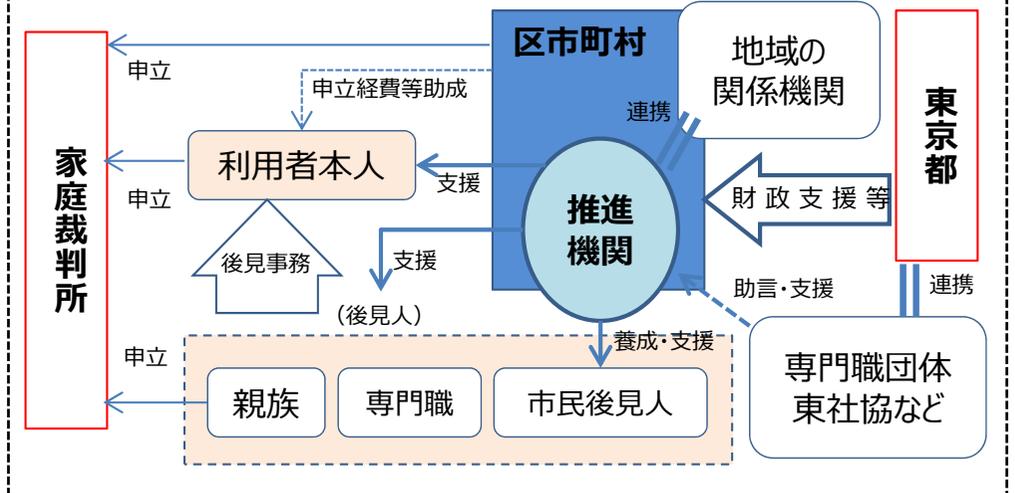
- ・ 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
- ・ 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり（マッチング、後見人支援機能） など

（都）成年後見活用あんしん生活創造事業の概要

- 区市町村社協等に設置する推進機関の整備を軸にした包括補助 及び
- 区市町村職員向け研修などの都実施事業

区市町村に対する包括補助		都実施
推進機関の整備	その他	
<ul style="list-style-type: none"> ① 後見人等サポート（相談対応等） ② 地域ネットワーク活用 ③ 運営委員会設置 	<ul style="list-style-type: none"> ① 申立経費の助成 ② 後見報酬の助成 ③ 市民後見人の養成・支援 ④ 法人後見の受任 	<ul style="list-style-type: none"> ① 関係機関及び区市町村対象会議 ② 職員向け研修 ③ 困難事例相談対応など

（推進体制イメージ図）



○ 平成31年度予算（案）では、上記に加えて、以下の区市町村包括補助メニュー拡充を予定している。

- ① 申し立て段階等におけるマッチング及び後見方針立案支援
- ② 後見人選任後の親族後見人等に対する定期支援

現状・課題

- 児童発達支援センターは、地域における障害児支援の中核的施設として、通所支援や障害児とその家族への相談支援、障害児が通う他の事業所への専門的な支援等を総合的に行う施設
- 都は「東京都障害者・障害児施策推進計画」において、平成32年度末までに各区市町村に少なくとも1か所以上設置することを目標に設定
- また、国は基本指針において、「センターについては、障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門機関の強化を図った上で、地域における中核的な支援施設として、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障害児通所支援の体制整備を図ることが必要」と規定
- しかし、個別給付にあたらぬ地域支援（基本相談など）を行う上で必要な専門職員の配置等は規定されていない。



施策の方向性

障害児・家族・関係機関等に対し早期かつ専門的な支援を行うとともに、関係機関との連携を図るためには、以下の取組が必要

- 地域支援・地域連携を行うための専門職員の配置
- 様々な障害種別や障害特性に対応できる人材の養成

児童発達支援センターが行う地域支援・地域連携の取組を支援

事業概要

〈実施内容〉

児童発達支援センターにおいて、地域支援及び地域連携を行う専門職員を確保・育成するための費用等を補助

〈実施方法〉

都が児童発達支援センターに対して補助金を交付することにより実施

補助率：10/10 負担割合：都1/2、国1/2（地域生活支援事業）

〈対象経費〉

①地域支援・地域連携を行うための専門職員配置経費

※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士等の専門職や5年以上の経験を積んだ保育士や児童指導員の配置を補助

②研修費用

〈補助条件〉

- 1 地域の障害児や家族及び関係機関等の支援、関係機関との連携・ネットワークの構築等の取組を行うこと
- 2 区市町村の障害児福祉計画に位置付けられているものであること

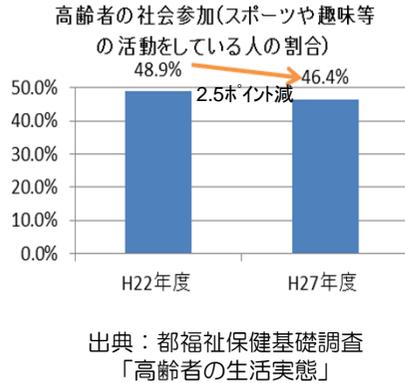
〈予算額〉

103,576千円

現状と課題

○東京都健康推進プラン21（第二次）中間評価

- ◆「高齢者の健康」「社会環境の整備」の指標である「地域で活動する団体数」は微増（評価a～b）
- ◆「高齢者の健康」の参考指標である「高齢者の社会参加の割合」は減少



○25年度に実施した「都民の健康や地域とのつながりに関する意識・活動状況調査」

- ◆地域とのつながりがある人の方が、主観的健康感（健康状態の自己評価）がよい傾向があった。



方向性

高齢になる前（退職前）の世代から、地域とのつながりに関する意識を醸成し、地域活動への参加を促すことが重要

地域で活動する団体やその参加者を増やす取組により、地域におけるつながりを醸成していく

団体活動の表彰、活動情報等の発信を行い、地域活動活性化を図るとともに、都民の地域活動への参加を促す

事業内容

◎健康づくり活動団体を募集

区市町村を通じて、アイデア・創意工夫に富んだ健康づくり活動を行っている団体(健康づくり推進員等)・事業者(企業等)を募集

◎活動内容を審査

各団体の健康づくり活動内容を審査会で評価、優れた取組の団体を選定

◎表彰・活動報告会を実施

表彰団体、区市町村、職域団体へ開催周知、出席を依頼

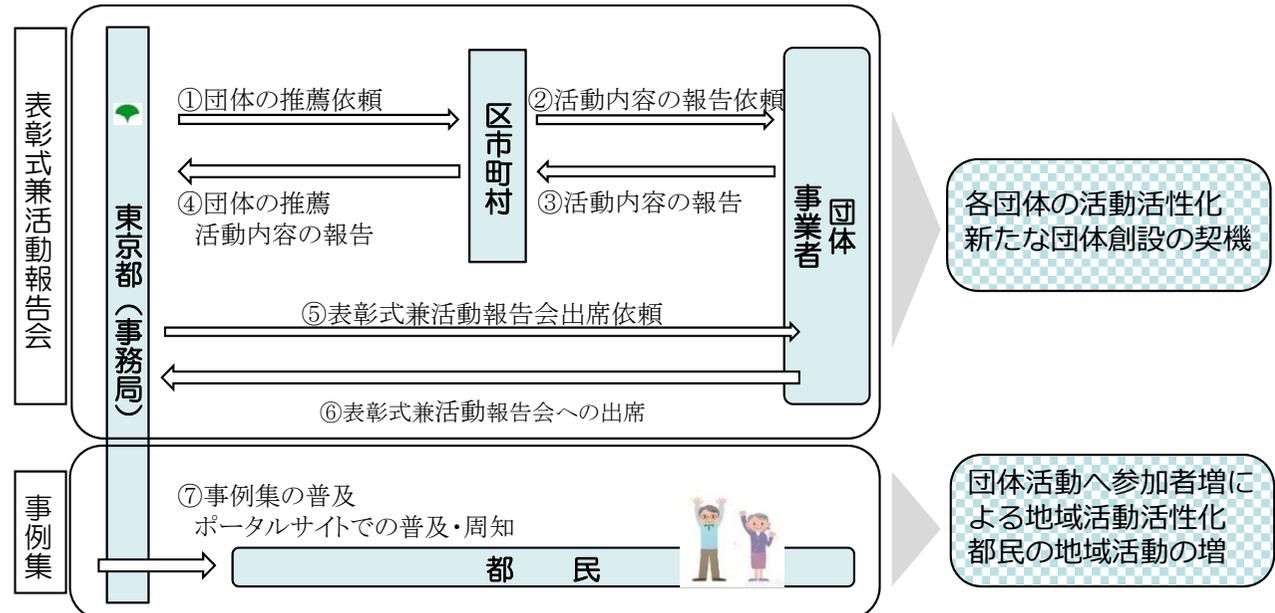
◎好事例等情報発信

- ◆地域とのつながり醸成退職者向けパンフレット「地元があなたを待っている」(H27年度作成)を更新する形で表彰団体の取組や団体創設ノウハウを紹介
→職域団体、区市町村、民生委員等に配布

- ◆事例集掲載の取組や応募団体リスト等を「とうきょう健康ステーション」に掲載し、好事例を共有化

事業イメージ図

所要経費 3,554千円 (表彰式兼活動報告会運営・事例集作成等経費)



事業の背景

- 地域課題の多様化・複雑化の一方、人口減少・高齢化に伴い課題解決の担い手が不足
- 高齢者の地域活動等への関心が高い一方、知識・情報の不足等から活動に繋がらない。

▶ 超高齢者社会に突入した東京で安心して暮らし続けるためには、相互に助け合い、支え合う活動を充実することが重要
 そのためには、元気高齢者の知識・情報の獲得を支援し、地域活動へつなげる支援が必要

事業の概要

元気高齢者が地域の課題解決に取り組むための知識等獲得の場を開設する区市町村を支援

○予算額

100,440千円(1区市町村あたり上限額16,200千円)

○補助対象

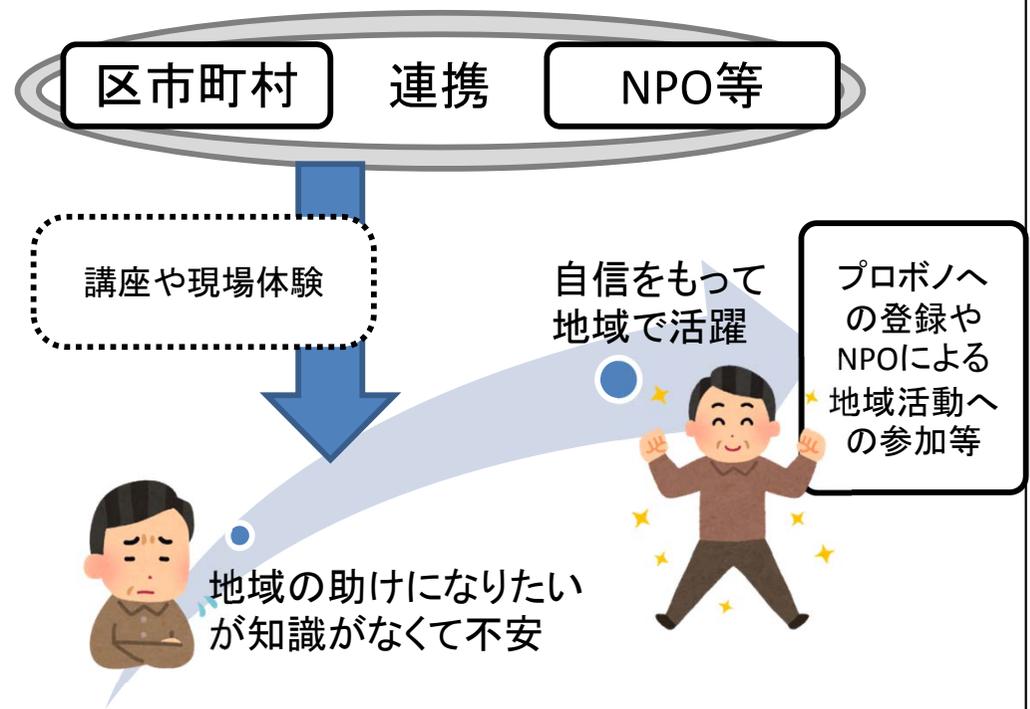
元気高齢者が地域で活躍するための知識等を学ぶための講座等(地域の課題解決に取り組むNPO等と連携したもの)の運営経費

○補助率

都 10/10

○実施期間

平成31年度のみ単年度



シニア世代・シニア予備群を活用した中高生の居場所・学び・遊び支援事業

事業目的

地域コミュニティに根差している児童館において、中高生向けプログラムの講師や見守りボランティアとして、多様な経験・知識・技術を持つ40歳以上の地域人材(シニア世代・シニア予備群)の力を活用し、中高生世代にとって魅力あるプログラムの提供、19時以降までの開館を行うことで、中高生の児童館利用の促進、居場所の充実を図ると共に、40歳以上の地域人材の生きがいとなる活躍の場を創出する。

事業の概要(案)

包括補助

事業の内容

以下①～③の全ての取組みを実施する児童館について、その経費の一部を補助

①40歳以上の地域人材を講師として中高生向けプログラムを実施(月1回程度)

例: 料理教室、プログラミング、英会話、楽器演奏、映像作成、等



②日常的な見守りや学習支援等を行う

40歳以上の地域人材ボランティアの受入れ



③19時以降まで開館(週5日以上)



ティーンズ・コーディネーターの配置(任意)

※①～③の取組みを実施するため、企画・運営、地域人材の発掘等の全体コーディネートを行う職員



【補助基準額】 2,945千円 (1館当たり年額)

【補助率】 1/2

実施方法

区市町村補助により実施 (子供家庭支援区市町村包括補助事業にて補助)

シニア世代と児童養護施設・乳児院を結びつける事業の創設

児童養護施設・乳児院の状況

- 1 職員の男女比や年齢構成の偏りが大きい
 女性職員が全体の7割、施設によってはほとんどが女性という施設もあり、また、20代(4割超)と30代の職員の割合が非常に高い。
 乳児院の例では児童養護施設へ措置変更後、初めて身近に接する男性職員に拒否反応を示したり、不安を抱えることがある。
 年配の方と接する機会があると、子どものコミュニケーション能力や思いやりの心が育つと言われているが、そうした機会の不足は施設の弱みとなっている。

【課題】子どもにいろいろな経験や体験をさせたい

- 2 職員の家事負担が大きい
 グループホーム(GH)では食事を毎食作ることが大きな仕事となっている。代表的な家事(掃除、洗濯)に加え、衣類の繕い等の技能が求められるものもある。職員は1人仕事の基本であるため、気軽に相談したり、手伝ってくれる人が欲しいと感じている。

【課題】職員の家事負担の軽減を図りたい

都内の高齢者の状況

- 東京都における高齢化率は、平成27年時点で22.7%であり、今後平成42年には24.3%とおおよそ4人に1人が高齢者(シニア世代)になると推計される。また、40歳以上のシニア予備群についても数が増えることが想定される。
- シニア世代・シニア予備群世代の自身での子育て経験や、勤労経験、地域社会での活動経験等を活かして地域に還元していきことができれば、地域社会の更なる活性化に繋がる。

シニア世代・シニア予備群世代の人生経験を社会全体で最大限生かすとともに、生きがいの創出が必要

施設と地域のシニア世代を結びつける取組

地域のシニア世代・シニア予備群が施設で行う活動を支援

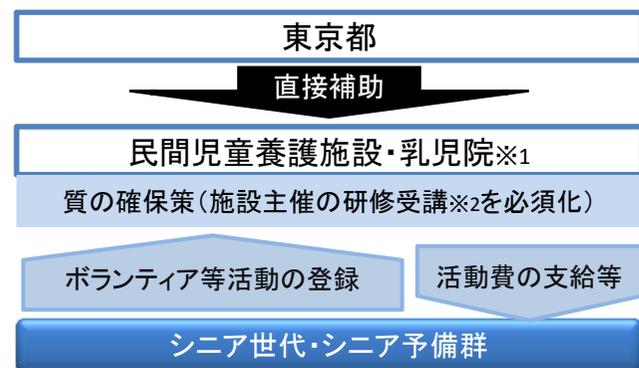
- 経験や技能を活かした活動
- 入所児童のニーズにあった活動
- 支援職員の負担軽減になる活動



地域における児童養護施設・乳児院への理解進展
 ⇒施設のサポーターへ

平成31年度の取組

■事業スキーム



※1 都立児童養護施設は指定管理料に算定
 ※2 研修内容:施設の説明、入所児童の特性や声掛けの仕方、禁止事項等の徹底 等

■平成31年度予算額 14,127千円

- 国庫事業である「入所児童処遇特別加算」を拡充
- シニア予備群等を補助の対象者に拡大
- スポット的な取組も支援拡大